

ある。

果として、この種の委員会の関与の下での任命が「内閣でこれを任命する」という本条1項に適合するか。内閣の責任を強調する立場は、これに消極的になるが、以前にはこの立場だった論者も後には、最高裁判所の重要性に照らして、その人事が全く時の内閣の意思だけで決定されることの問題性を踏まえて、条件付きでこの種の委員会の設置を容認する方向へ歩み寄っている(藤子=竹下、裁判法(第3版)(1994、有斐閣)24頁、同、前掲裁判法(第4版)242頁)。「委員会の委員選出や会の運用が合理的なものをもって限る限り再考する余地がある(大野正男、弁護士から裁判官へ(2000、岩波書店)66頁)という積極説を受けて、ここでは(1)委員会の存在および委員構成と内閣との関係、(2)氏名答申の模式、(3)答申の拘束力の程度などを総合的に考慮して、(4)内閣に最終的な任命権が担保されている限り、その種の委員会設置は本項に反しない」と解する。

4 国民審査

本条2項から4項で規定する国民審査の制度の詳細は、4項を受けて最高裁判所裁判官国民審査法(昭和22法136)で定められている。司法権も「国民の厳粛な信託(前文)」によるものであり、裁判官の地位も結局は国民の公務員選定・罷免権(150)に基づく。国民審査制はその現れである。この制度のモデルは、アメリカ合衆国のミズーリ州憲法であるといわれている。

(1) 国民審査制の仕組み

国民審査は、最高裁判所の各裁判官について「その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙」の際にまず行われる。「任命後初めて行はれる」総選挙とは、「任命後初めて公示される」総選挙のことである(官注・全訂640頁)。したがって、公示後に任命された裁判官は、その次の総選挙の際に最初の国民審査を受けることになる。「その後10年」とは、国民審査の日から10年のことであり、任命の日から10年のことではない。「その後も同様とする」。

国民審査に参加し投票する資格は審査権と呼ばれる。審査権は、衆議院議員の選挙権を有する者に認められる(憲法4)。

この審査で、投票者の多数が罷免を可とした裁判官は罷免される(本条③)。「投票者の多数」とは、有効投票の過半数のことである。国民審査法は「罷免を可とする投票の数が罷免を可としない投

票の数の多い多数であるか否かを知らんとするものである。……「罷免を可とする」という意思を保持しないこと勿論だから、かかる者の投票に對し「罷免を可とするものではない」との効果を発生せしめることは、何等意思に反する効果を発生せしめるものではない。……思想の自由や良心の自由を制限するものでないこと勿論である……」と答えていた。

この最高裁判所の推論の特質は、国民審査制を解職制と理解するところから、白票を「罷免を可としない」としてカウントする現行の投票方式の正当性をストレートに導き出している点にある。

これに對し、下級審には、国民審査制を解職制と理解しつつも、国民審査とは「各裁判官の在任の可否を問う制度であり、それゆえ、現行制度の下でも「審査人は、罷免を可とする投票を在任の選択とする投票か或いは棄権かを自己の自由なる選択によつてすることができ」として、個々の裁判官について棄権の表記ができたとした独創的なものがある(東京高判1954(昭29)11・9高民7巻11号943頁。ただし、最判1963(昭38)9・5判時347号8頁はこれを他事記載(憲法22)として否定している)。

要は、国民審査については解職制という理解を基本にすえつつ、「現行制度が憲法上許容される唯一の方法であるか」といふ疑問で「ある(佐藤幸一、法106頁)」という指摘を踏まえて、民主的コントロールとしてのこの制度をより実効的なしるための改善を模索することであろう。白票を一切切、罷免に反対する意思としてカウントするのは「割り切り切れない不合理なもののこる(清宮・憲法1940頁)からである。

では、どのような改善案があるだろうか。まず、前掲最大判1952・2・20にもあったように「極く少数の者の偏見或は個人の増悪等による罷免投票によつて適当な裁判官が罷免されるに至る虞」を考慮して、国民投票が有効に成立するための票数を高める必要がある。現行法では、「投票の総数が、……選挙人名簿に登録されている者の総数の100分の1に達しないとき」は、いずれにしても罷免は行われず(憲法32ただし書)。例えば、これを10分の1に高めるとかの工夫が考えられる。その上で審査人の棄権の自由、積極的な信任の意思などを尊重して、罷免を可とする者々には×、信任する者には○、棄権および可否保留の場合は無記入とするという案が提唱されており検討に値しよう(小林幸輔「最高裁判所裁判官の国民審査」法時49

が後者より多数であるか否かを知らんとするものである。……「罷免を可とする」という意思を保持しないこと勿論だから、かかる者の投票に對し「罷免を可とするものではない」との効果を発生せしめることは、何等意思に反する効果を発生せしめるものではない。……思想の自由や良心の自由を制限するものでないこと勿論である……」と答えていた。

この最高裁判所の推論の特質は、国民審査制を解職制と理解するところから、白票を「罷免を可としない」としてカウントする現行の投票方式の正当性をストレートに導き出している点にある。

これに對し、下級審には、国民審査制を解職制と理解しつつも、国民審査とは「各裁判官の在任の可否を問う制度であり、それゆえ、現行制度の下でも「審査人は、罷免を可とする投票を在任の選択とする投票か或いは棄権かを自己の自由なる選択によつてすることができ」として、個々の裁判官について棄権の表記ができたとした独創的なものがある(東京高判1954(昭29)11・9高民7巻11号943頁。ただし、最判1963(昭38)9・5判時347号8頁はこれを他事記載(憲法22)として否定している)。

要は、国民審査については解職制という理解を基本にすえつつ、「現行制度が憲法上許容される唯一の方法であるか」といふ疑問で「ある(佐藤幸一、法106頁)」という指摘を踏まえて、民主的コントロールとしてのこの制度をより実効的なしるための改善を模索することであろう。白票を一切切、罷免に反対する意思としてカウントするのは「割り切り切れない不合理なもののこる(清宮・憲法1940頁)からである。

では、どのような改善案があるだろうか。まず、前掲最大判1952・2・20にもあったように「極く少数の者の偏見或は個人の増悪等による罷免投票によつて適当な裁判官が罷免されるに至る虞」を考慮して、国民投票が有効に成立するための票数を高める必要がある。現行法では、「投票の総数が、……選挙人名簿に登録されている者の総数の100分の1に達しないとき」は、いずれにしても罷免は行われず(憲法32ただし書)。例えば、これを10分の1に高めるとかの工夫が考えられる。その上で審査人の棄権の自由、積極的な信任の意思などを尊重して、罷免を可とする者々には×、信任する者には○、棄権および可否保留の場合は無記入とするという案が提唱されており検討に値しよう(小林幸輔「最高裁判所裁判官の国民審査」法時49

巻7号(1977)162頁、戸部・演習279頁など)。

国民審査制度のこれまでの運用において、「罷免を可とされた」裁判官はいない。だが、このことをもって、この制度が民主的コントロールとして無意味だと断定するのは早計であろう。

なお、最高裁判所裁判官に任命され、既に国民審査を受けた者が、徹底的に、長たる裁判官に任命された場合、さらに審査を受ける必要があるか。実際の運用では、改めての審査は行われていないが、両者の手続の相違、長たる裁判官の地位と権限の重みなどを根拠に必要説も主張されている(佐藤幸一・憲法106頁など)。

5 最高裁判所裁判官の定年および報酬

(1) 定年

本条5項を受けて、裁判所法は最高裁判所裁判官の定年を70年とする(第50)。このように定年の年齢の定めが法律事項とされているが、問題はそれを低く変える場合である。法律で定年の年齢を下げ、それに該当する現職裁判官を退官させることは、裁判官の身分保障(78)に照らして許されない。これが許されるとすれば、定年を低く改めるということにかつて、特定の裁判官を狙い撃ちすることもできなくなるからである(官注・全訂650頁)。

したがって、法律で定年年齢を下げた場合には、新定年は、それ以降に任命された裁判官にだけ適用され、現職裁判官には従前の定年が適用されるべきである(官注・全訂651頁、樋口はか・注解170頁(清宮法説))。

(2) 報酬

本条6項の趣旨は、裁判官は特に英直・公正に職務を遂行すべく期待されることから、それを経済的側面から支えることにある。「報酬」とは、裁判官の職務と責任に対する給付として支払われる金銭である。報酬は「相当額」であることを要する。「相当額」とは、その折々の時代の国民の生活状態他の公務員の給料なども考慮して、最高裁判所裁判官としての地位と重責にふさわしい額としか、いようがない(官注・全訂655頁)。報酬はまた、「定期的に」支払われねばならない。「裁判官の報酬等に關する法律」(昭23法75)により、報酬は月額として定められ、長官の報酬月額は内閣総理大臣の俸給月額と、最高裁判所判事のそれは一般の国務大臣のそれと同額とされている。

この報酬は在任中、減額されない。裁判官が経済的不安を抱くことなく、職務に専念できるようなにするためである。しかし、「報酬」以外の諸々の

行政部の公務員については減額せず、裁判官だけの報酬を引き下げるのは許されない(佐藤功・注釈(下)1030頁)。

日本国憲法の下では、上述の問題は近年まで仮定上のものとして論じられてきた。しかし、それが現実の問題となった。あたかも、タブーに手がつけられなくなったのである。その時の新聞報道(朝日新聞2002・9・5)によると、国家公務員の俸給引下げを求めた人事院勧告に運動して、最高裁判所の裁判官会議(非公開)は、敢て初めて裁判官の報酬減額で合意したとのことである。ちなみに「裁判官の報酬等に関する法律」の本則には、「生計費及び一般資金事情の著しい変動」において一般国家公務員の俸給増額に運動する裁判官の報酬増額に関する規定(同法10)がある。しかし、減額を予期した規定はない。この点がそもそも、社会一般の情勢との関連で給与の減額も予期されている一般の国家公務員と違うところである(参照 国公28・67)。この時の最高裁判所の裁判官会議でも激しい議論がなされたことが推測される(参照 国公28・67)。この時の最高裁判所の裁判官の報酬は引き下げられた。

あるいは、憲法上、「保障されている」報酬ではなくて、それ以外の諸手当など——これは最高裁判所規則で定めていて——の引下げで対処すべきでなかったらうか。

(小貫幸浩)

手当てや金銭以外の利益については減額されていく。そればかりでなく、国会議員が職務に対する報酬として相当額の歳費を受けることを「保障されている」が、その他の諸手当て・特権までもが憲法上、保障されているわけではないうのと同様である(なお、49条の解説参照)。

なお、「心身の故障のために職務を執ることができなくなると報酬の減額もありうる」。

国の財政的理由から公務員全体の俸給引下げを行うという条件で、法律をもって全裁判官の報酬を減額することは許されるか。これは、世界大恐慌を受けた緊縮財政の目的から、1931(昭6)年に第2次若槻内閣の下でなされたことがある。当時、ただ裁判官所帯成法(昭23法6)に判事について一定の場合を除き「減俸セラルコトナシ」(同法73)とされていたが、それでも大要な議論になつたようである。

果たして、日本国憲法の下で許されるか。許されるという説(佐藤功・註釈(下)1030頁、樋口ほか・注釈477頁(浦部))と、こうした条件での引下げであっても、個々の裁判官の立場からはやはり報酬の減額にはかならないから本項に反するという解釈がある(官沢・全訂659頁、兼子・竹下・前掲裁判法(第4版)256頁。もっとも、前者はこの条件の場合、減額改正後の任命に係る裁判官にのみ適用される限りで許される、という。清宮・憲法1365頁)。そもそも、立法部、

下級裁判所が最高裁判所の下にあるとは、その指揮・命令に服するというのではなく、裁判の拘束力に関する審級制(第4)に従うことを意味するにすぎない。審級制は、裁判の慎重と法的安定性の調和から導かれる仕組みであり、日本では原則として3審制である。

2 任命手続

(1) 最高裁判所の指名権と内閣の任命権
下級裁判所裁判官は、それにふさわしいとして最高裁判所が指名した者の名簿から(憲法では、正文よりも明確に、from a list……とされている)内閣が任命する。内閣は閣議(内40)によって任命を決定する。かように、本条でいう「名簿によって」とは「名簿から」、つまり「その名簿に記載されている者のうちから」の意味であるから(官沢・全訂661頁)、内閣はそこに記載されていない者を任命することはできない。この点は、後述するように今般の司法制度改革により、最高裁判所の名簿作成・指名にあたり「下級裁判所裁判官指名諮問委員会」が介在することになっただけに、一層、そうであらう。

本条にいわれる「任命」とは、内閣がある者を下級裁判所裁判官の地位に就かせる行為、例えば判事・判事補という「官」に就かせる行為である。これに対して、下級裁判所裁判官を「職」——例えば大阪地方裁判所判事——に就かせる行為は「補職」と呼ばれ、最高裁判所が行う人事行政である(第47)。

下級裁判所裁判官の指名は、最高裁判所の行う「司法行政事務」として、その裁判官会議によってなされる(第12、もっとも、裁判官人事だけでなく司法行政全般につき実質上は、最高裁判所の「庶務」を担当する「事務総局」(第13)が専断しており、最高裁判所の裁判官会議——この点は、下級裁判所の裁判官会議も同様——は形骸化しているとの指摘がなされて久しい。参照、新藤宗孝・司法官俸(2003、岩波書店)。とまれ、名簿に登録される者には、一定の資格要件があるこというまでもない。裁判法によれば、高等裁判所長官および判事の任命資格として、判事補、簡易裁判所判事、検察官、弁護士、裁判所調査官、司法研修所教官、裁判所書記官研修所教官、大学の法律学の教授または准教授のいずれか1つ以上の職に通常10年以上あったことが求められている(第42)。判事補の場合には、司法修習生の修習を終えたこと(第43)が求められている。簡易裁判所判事については裁判所法44条・45条、また後述

裁判所法によれば、高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所がそれぞれである(第20)。これら下級裁判所の「設立、廃止及び管轄区域」(第20)については「下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律」(昭22法63)がある。

下級裁判所の裁判官には、高等裁判所長官・判事・判事補・簡易裁判所判事の4種類がある(第50)。高等裁判所長官の任免は、天皇が認証する(第40②)。下級裁判所裁判官の定員については「裁判所職員定員法」(昭26法53)が定めている。

1 本条の趣旨

本条は、最高裁判所の構成およびその裁判官の任命手続・地位を規定した79条に続き、下級裁判所裁判官の任命手続・地位について規定するものである。

2 下級裁判所・下級裁判所裁判官の種類

下級裁判所とは、最高裁判所の下にあって司法権を行使する裁判所である(なお、76条の解説参照)。

(2)の解説参照。最高裁判所裁判官の資格要件と比べると、法律専門家としての経験が重視されている。

名簿の方式については本条、さらに裁判所法に特別の規定はないが、運用上は、1人の空席の場合、その候補者1名のほか、数人の空席の場合、それと同数の候補者のほかに、予備候補として1名を加えて名簿が作成されているようである(清宮・憲法1352頁、実質的には単記指名方式であるといえる)。これまで内閣が、最高裁判所の指名に対して任命を拒否した例はない、といわれている。下級裁判所裁判官の任命は、実質上、最高裁判所に指名によって決定されているわけである。かように、指名権と上述の補職権とを通して、最高裁判所が下級裁判所裁判官に及ぼす影響力には大きいものがある。

とはいえ、最高裁判所の指名した者の任命を内閣が拒否できるかどうかの問題がなくなるわけではない。まず、指名された者に資格要件が欠けている場合および欠格事由に該当する場合(第46)は、内閣は拒否できよう。問題はこの先である。上記のような明らかな瑕疵ある指名は別として、そうでない場合にも、内閣は名簿に記載している者を選任できないとして、その任命を拒否できるか。制定経過に照らし、これを肯定する説(佐藤功・憲法314頁)もあるが、裁判官の任命という重要な人事行政事務を最高裁判所の指名に基づき、これによって司法権の独立が害されなければならないためである(佐藤功・註釈(下)1031頁)。しかも、「裁判官の適格性を判断するものは内閣ではなくて裁判所自身であること」から「佐藤功・註釈(下)1034頁)内閣の積極的な拒否権は認められない、と解する。

(2) 司法制度改革と「下級裁判所裁判官指名諮問委員会」

それだけに、最高裁判所による指名・名簿作成は恣意的にならざるを、公正に行われるべきである。それが透明で公正に行われるための方策として諸々の工夫が考えられる。その中で、何らかの形で、最高裁判所の指名に先行して、内閣からの形で、選考委員会ないし諮問委員会での審議を介在させ、その意見に相応の重みをもたせることが考えられる。実は、下級裁判所裁判官のうち簡易裁判所判事については、狭い意味での任命資格(第44)に該当しなくとも一定の条件がある場合には「簡易裁判所判事選考委員会」の選考を経て任命されるというルートが開かれている(第45)。

前掲裁判官の身分保障、野中・前掲栗平一杉原編「憲法學」(6)の各論文など。その際、最高裁判所の被告通告が問題となりうるが、司法行政機関としての最高裁判所と司法裁判機関としてのそれは概念的に区別できるからささつかない。また、指名拒否に關与した最高裁判所裁判官についての除斥・忌避(民訴23・24)という問題も生じない。

5 下級裁判所裁判官の定年と報酬

(1) 定年

下級裁判所裁判官は、法律の定める年齢に達した時、退官する(本条①ただし書)。これを受けて、簡易裁判所判事の定年は70年、その他の下級裁判所裁判官のそれは65年である(憲50)。なお、最高裁判所裁判官の定年については79条の解説参照。

(2) 報酬

本条2項は、下級裁判所裁判官について定期に

【法令審査権と最高裁判所】

第81条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

■ 本条の趣旨

立憲主義は、国家行為を憲法的統制の下に置くこととする。これを単なる理念の構成として捉えるのではなく、個別の国家行為の憲法適合性を判定し、その判断に何らかの実効性をもたせるためには「違憲審査」という作用ないしシステムが必要となる。一般に、違憲審査の理論的根拠としては憲法の最高法規性が挙げられるが、それは、憲法の形式的効力における最高性(98③)に依拠するだけではなく、その実質的効力、つまり基本的人権の尊重(11・97)、をより底底的な論拠とすると解されている。加えて、憲法適合性の審査を(最高)裁判所に任せようとする本条の背後には、三権を対等に抑制・均衡せよとするアメリカ流の統治思想が存在するといわれる(戸部・憲法367頁)。さらに、本条の法思想的系譜は、イギリスで育まれ、アメリカに継承された、英米法の基本思想である「法の支配」や「司法の優位」に求められると見られている(末延三才「違憲立法審査制」国家60巻11号(1947)56頁、土井真一「法の支配」断片4頁)。

最高裁がいち早く「米國憲法の解釈として樹立せられた違憲審査権を、明文をもつて規定した」ものと述べていたように(憲大判1948(昭23)・7・8判

相当額の報酬を受けること、および在任中減額されないことを規定する。本項は最高裁判所裁判官の報酬についての79条6項の規定と同一であり、基本的に同じことがいえる。ただ、裁判官の報酬等に関する法律では最高裁判所裁判官および下級裁判所裁判官のうち高等裁判所裁判官については定額が定められているが、その他の下級裁判所裁判官については号給制＝昇進制がとられているという特色が見られる。下級裁判所裁判官には10年の任期があり、再任の場合には改めて報酬も約束されるので以前より低下することもありうるという風解がある(兼子一＝竹下守夫・裁判法[第4版](1999、有斐閣)256頁)。この点は上述の任期・再任をめぐる解釈とも絡むところだが、下級裁判所裁判官の独立・身分保障という観点からは疑問がある。

(小貫幸浩)

【法令審査権と最高裁判所】

集2巻8号801頁)、本条こそは戦後憲法のアメリカ的影響を示す象徴的条文と理解されたのである(大日本帝國憲法における違憲審査制については、樋口ほか・注解IV85～88頁(佐藤幸浩))。

2 違憲審査制の種類

違憲審査制の種類には、まず自律型が考えられる。これは政治部門内における種の自己審査(立法府や行政府内に設置された法制審査部門によるレビュー)に憲法保障を委ねるものであるが、かか一種の内面が果たした実質的な審査になりうるかどうかは疑わしい。そこで、立法や行政を担当する政治部門から距離を置く機関に違憲審査を担当させることが審査の客観性を高めると考えられる。そのような制度類型は、政治機関型と裁判所型に大別できる。前者は、違憲審査を特別に担当する政治機関を設置するもので、その典型例はフランス第4共和制の憲法委員会、同第5共和制の「憲法院」(ただし、1970年代以降裁判機関としての性格を強める)。裁判所型は、違憲審査を司法部門に委ねるものである。本条が想定する違憲審査制が裁判所型であることは明らかである。

(1) 付随的違憲審査制と抽象的違憲審査制
さて、裁判所型は、①憲法裁判所型と、②司法

裁判所型に分かれる。①は、「特別に設けられた憲法裁判所が、具体的な争訟と関係なく、抽象的に違憲審査を行う方式」であり、②は、「通常の裁判所が、具体的な争訟事件を裁判する際に、その前提として事件の解決に必要な限度で、適用法条の違憲審査を行う方式」である(戸部・憲法368頁)(事件争訟性については76条の解説参照)。かかる2つの類型は、違憲審査の制度目的をどこに置くかによって区別され、①は違憲的な国家行為を排除することにより最高法規たる憲法に整合するよう法体系を維持することを目的とし(憲法保障型)、②は個人の権利保護を第一義的な目的に据える(私権保障型)。①の典型は立法権を中心に権力分立を構想してきたドイツ、オーストリアなどに見られ、②のそれはアメリカである。

この分類も、論者によって、①について、集中型、主要問題型、抽象的審査制、独立審査型、憲法保障型、②について、非集中型、前提問題型、具体的審査制、付随審査型、私権保障型、とその名称は多様であるが、現在では、①の類型を「抽象的違憲審査制」、②の類型を「付随的違憲審査制」と呼ぶのが最もポピュラーであるといっている。

類型論が、実在の制度的実践の分類そのものではなく、むしろかかる分類を可能にする理念類型論であるにしても、抽象的違憲審査制と付随的違憲審査制の2類型は、かなり単純化され誇張をこらされた図式として流通してしまつた。例えば、入口論において、「付随的」の意味も、事件争訟性という前提さえあればそれを契機に広範な違憲審査を許すという緩やかな条件としてではなく、むしろ逆に、事件を解決するのに必要な限度でしか違憲審査をしない、別途事件が解決できれば違憲審査は不要、という具合に射程を絞り込む解釈が基本となつた。また、出口論においても、違憲判決の効力について、一般的効力を抽象的審査制に、個別的効力を付随的審査制に半ば機械的に割り振るとすることが行われたのである。

(2) 判例と学説

いずれにしても、本条の解釈論としては、日本國憲法の予定している制度が付随的違憲審査制なのか抽象的違憲審査制なのか、あるいは、やや慎重にいうと、付随的審査制に純化させて考えるべきなのか、抽象的審査制をどこまで加味すること

が許されるのか、が争点になったのである。この点、最高裁判例は、警察予備隊の設置・維持に關する一切の行政行為等の無効確認を求め、

直接最高裁判所に訴えが提起された事実で、①「わが現行の制度の下においては、特定の者の具体的な法律関係につき紛争の存する場合においてのみ裁判所にその判断を求めることができるのであり、裁判所がかような具体的事件を離れて抽象的に法律命令等の合憲性を判断する権限を有するとの見解は、憲法上及び法令上何等の根拠も存しない」(憲大判1952(昭27)・10・8民集6巻9号783頁【警察予備隊違憲訴訟判決】)と述べ、また、衆議院解散の違憲無効確認訴訟が最高裁に直接提起された事実で、②「わが現行法制の下にあつては、ただ純然たる司法裁判所だけが設置せられてゐるのであつて、いわゆる違憲審査権なるものも、下級審たる上級審たるを問わず、司法裁判所が当事者間に存する具体的な法律上の争訟について審判をなすため必要範囲において行使せられるに過ぎない」と判断している(憲大判1953(昭28)・4・1行集4巻4号923頁【衆議院解散無効確認請求事件】)。①と比較すると、②は「審判をなすため必要範囲において」と述べて、違憲審査の行使条件をより狭く解しているようにも理解できるが、いずれにしても、最高裁判例は、本条を付随的審査制を定めたものとし、「司法裁判所でない、違憲審査を固

有の権限とするの始審である憲法裁判所たる性格をも併有すべきことを規定したものと解すべきではない」と明言したのである(前掲憲大判1953・4・1判決)。

学説も、概ね判例と同様に、本条を付随的審査制を定めたものと解し、抽象的審査制には消極的な姿勢を示してきた。その理由としては、大要、以下の諸点が挙げられている。①本条が憲法典第6章「司法」のところに配置されていること。つまり、違憲審査は司法権の舞台の上で行使されることと憲法は予定しており、したがって、司法権を拘束する事件争訟性の要請に違憲審査も当然拘束される。②抽象的審査制の導入を認めるためには憲法にそれを明示する規定(違憲審査、判決の効力、等についての規定)が必要であるが、日本國憲法にはそれが欠けていること。つまり、抽象的審査制を採用するドイツ基本法には比較的詳細な手続規定が定められているが、同時代に成立した日本國憲法にはそれが皆無であり、その対比からすれば、抽象的審査制の導入は憲法レベルで見送られたと理解すべきである(戸部・憲法368頁、佐藤・註解(下)1208頁以下)。

(3) 相対化する類型論、動揺する支配的見解
しかし、以上のような支配的見解も磐石のもの

別冊法学セミナー no.210
新基本法コンメンタール

憲法

平成22年までの
関連法改正に対応

市川正人

雑誌66130-75

別冊法学セミナー no.210
新基本法コンメンタール

法

10月11日 第1版第1刷発行

株式会社日本評論社

〒100-74 東京都千代田区南大塚3-12-4

TEL 03-3987-8821 FAX 03-3987-8631 (編集)

03-3987-8631

03-3987-8631

編集 市川正人

印刷 印刷株式会社

1000 in Japan © Nippon Hyoron-sha 2011

本体 4000円 + 税

JCOPY ((社)出版者著作権管理機構 委託出版権)
本誌の複製・転写は著作権法上の例外を除き禁じられています。
複写される場合は、そのつど権利に、
((社)出版者著作権管理機構
(TEL 03-3515-6989 FAX 03-3513-6978)
E-mail: info@jcopy.or.jp) の名称を添えてください。
また、本誌を代行読者の第三者に譲渡してエッセイ・コラム等の
行集によりデジタル化することは、個人の家庭内の利用であっても、
一切認められておりません。

9784535402461

1929432040004

ISBN978-4-535-40246-1

C9432 ¥4000E

別冊法学セミナー no.210

新基本法コンメンタール

憲法

平成22年までの
関連法改正に対応

市川正人・阪口正二郎 編

愛敬浩二	青井未帆	赤坂正浩	石川健治	市川正人
井上典之	今関源成	江島晶子	大石泰彦	大津 浩
尾形 健	岡田俊幸	小沢隆一	押久保倫夫	小貫幸浩
柏崎敏義	勝山教子	加藤一彦	工藤達朗	倉田原志
小泉良幸	駒村圭吾	小山 剛	今野健一	齊藤正彰
阪口正二郎	佐々木弘通	笹田栄司	矢戸常寿	渋谷秀樹
芹沢 育	高田 篤	武田万里子	只野雅人	中島 徹
中林暁生	西原博史	林 知更	原田一明	藤野美都子
松田 浩	南野 森	宮地 基	榎居快行	毛利 透
山元 一	渡辺康行			

日本評論社